

五泉夜の街オリエンテーリング

10月16日(水) お1人から参加OK!

受付:午後6:30、開始7時

会場 裏馬場町特設会場

チケット 4,000円(1人)

前売りのみ(当日券なし)



10月9日(水)まで民商事務所、参加店13店舗で発売中

夜の街オリエンテーリングとは…

参加店13店舗のうち、実行委員会が指定する3店舗(1ドリンク1メニュー)を夜8:45ごろまでに回り、楽しんでいただく企画です。

新津民商からのお知らせ

2024年
9月16日

新津民商工会 新潟市秋葉区岡田94
TEL(0250)2311353
TEL(0250)2311353
FAX(0250)2311354

新津民商共済会秋のバス旅行

戸隠神社(中社)参拝・小布施散策

旅行日 11月10日(日)

※申込締め切り10月15日(火)最少催行人数20人

参加費 10,000円 (小学生以下9,000円)

予定ルート

民商(7:00予定)＝五泉＝村松＝戸隠＝小布施＝村松＝五泉＝民商(19:30予定)

(詳細バス停は参加者が確定次第別途ご案内致します)

戸隠神社を参拝し、戸隠そばに舌鼓を打ち、信州の小京都「小布施」を散策します。晩秋の信州路を楽しみませんか?ご家族での参加OK!



信州りんご
イメージ



戸隠神社(中社) イメージ



戸隠そば イメージ



小布施 イメージ

裏面 民商からののお知らせ

新津民商 ニュース

2024年
9月16日

新津民主商工会 新潟市秋葉区岡田94
TEL (025) 0231135
FAX (025) 0231554

税務調査が来ています！

ここ数ヶ月会員の事業所に税務調査が来ていませんでしたが、8月末から9月初めにかけて個人の小売業1軒、法人の建設業1軒に税務署から調査に伺いたいという電話がありました。税務調査の時は電話で、納税者への事前通知が義務付けられています。事前通知は11項目あります。法律通りに11項目を通知したか？税務署からの電話は必ずメモをしましょう。

- ① 実地の調査を行う旨
- ② 実地の調査を行う日時
- ③ 調査を行う場所
- ④ 調査の目的
- ⑤ 調査の対象となる税目
- ⑥ 調査の対象となる期間
- ⑦ 調査の対象となる帳簿書類その他の物件
- ⑧ 調査の相手(納税者)の氏名および住所
- ⑨ 調査担当署員の氏名及び所属
- ⑩ 日時、場所の変更可能であること
- ⑪ ④⑦で通知されなかった事項についても、非違が疑われる場合には、質問検査などを行うことができること

税務調査についての 10の心得

みんなの知恵と経験を出し合って、
不当な税務調査を許さない
活動を強めましょう

納税者の大切な権利です。みんなで学んで、身に付けよう

3 事前通知を
履行させよう



事前通知が義務化されました。調査理由など11項目を確認すること(国税通則法74条9、同法13条・31条)。「調査理由を開示すること」(第72回国会で改正国民・1974年6月3日)

4 調査日時の
変更は可能



事前通知のない調査のときはその旨を通知しましょう。調査の日時、場所について都合の悪いときは変更させることができます(国税通則法74条9、同法13条9、同法19条の1) (国税庁の税務調査方針)

5 承諾なしの
反面調査は断る



納税者に承諾なしの取引先や銀行などの調査は断ること。「反面調査は客観的にみてやむを得ないと認められた場合に限り行う」(国税庁の税務調査方針)

6 信頼できる
立会人を



納税者の権利を守るために、調査に感じるときは信頼できる人の立ち会いの上ですめること。「立ち会い理由の青色取扱い不当」(春日裁判・札幌高裁判決1993年2月23日に確定) 質問応答記録書の作成は断る

7 調査は
目的の範囲に



調査はその目的の範囲内に限定すること。「資料の提供を求めたり場合においても、できるだけ納税迷惑をかけないように注意する」(13条・31条、国税庁の税務調査方針)

8 承諾なしの
立ち入りは違法



納税者の承諾なしに工場や店内に入ることには違法です。事務所、工場、店内、まして自宅で一人歩きなどさせないこと。「令状なしで侵入、捜査および押収を受けることのない権利」(国税39条・住居の不可侵)

9 勝手な
取り調べは違法



検索とは、納税者が任意に提出した関係書類などを調べることであり、承諾なしに勝手に引き出しをあげたりする調査は違法(会社員は裁判・大阪高裁判決、1998年3月19日に確定)。また、領簿や伝票類の勝手にコピー、パソコン内データのダウンロードはさせないこと。調査記録を開示させ恣意的な調査をやめさせる

10 サインは命



サインは命。税務職員に求められ、修正申告書に際らずどんな書類(質問応答記録書など)でもその場でサインせず、よく考えてからにする(公務員の職務用印・別法193条)